

24. 財 政 融 資 資 金

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金			
		利 率 (年)	償 還 期 限		う ち 据 置 期 間
(特 別 会 計)					
食料安定供給特別会計	貸 付	0.3%	13年以内	年賦元利均等償還	3年以内
エネルギー対策特別会計	貸 付	0.4%	15年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
自動車安全特別会計	貸 付	0.4%	15年以内	半年賦元金均等償還	4年以内
(政 府 関 係 機 関)					
株式会社日本政策金融公庫	貸 付	(国民一般向け業務)			
		i) 0.009%	5年以内	半年賦元金均等償還	-
		ii) 令和4年度における貸付けのうち, 11,340億円			
		0.2%	9年以内	半年賦元金均等償還	-
		iii) 令和4年度における貸付けのうち, 3,250億円			
		0.4%	15年以内	半年賦元金均等償還	-
		iv) 令和4年度における貸付けのうち, 800億円			
		0.5%	18年以内	半年賦元金均等償還	-
		v) 令和4年度における貸付けのうち, 1,100億円			
		0.5%	20年以内	半年賦元金均等償還	-
		vi) 令和4年度における貸付けのうち, 490億円			
		0.03%	6年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		vii) 挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付け			
		0.3%	10年以内	満期一括償還	-
		viii) 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付け			
		0.3%	10年以内	満期一括償還	-
		(中小企業者向け業務)			
		i) 0.2%	10年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		ii) 令和4年度における貸付けのうち, 4,488億円			
		0.4%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		iii) 挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付け			
		0.3%	10年以内	満期一括償還	-
		iv) 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付け			
		0.3%	10年以内	満期一括償還	-
		(農林水産業者向け業務)			
		i) 0.6%	20年以内	半年賦元金均等償還	3年以内
		ii) 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け			
		0.2%	20年以内	半年賦元金均等償還	3年以内
		貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率(10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率)に変更する。			
		iii) 令和4年度における貸付けのうち, 1,265億円			
		0.009%	5年以内	半年賦元金均等償還	-
		iv) 令和4年度における貸付けのうち, 3,260億円			
		0.2%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
		v) 令和4年度における貸付けのうち, 900億円			
		0.4%	15年以内	半年賦元金均等償還	-
		vi) 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け			
		0.2%	15年以内	半年賦元金均等償還	-
		貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率(10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率)に変更する。			
		vii) 令和4年度における貸付けのうち, 45億円			
		0.7%	30年以内	半年賦元金均等償還	20年以内

の 融 通 条 件 (令和4年9月1日現在)

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金		
		利 率 (年)	償 還 期 限	う ち 据 置 期 間
		(特定事業等促進円滑化業務)		
		(特定事業促進円滑化業務)		
		i)	0.2% 10年以内	半年賦元金均等償還 2年以内
		(事業再編促進円滑化業務)		
		ii)	0.2% 10年以内	半年賦元金均等償還 2年以内
		(事業適応促進円滑化業務)		
		iii)	0.4% 15年以内	半年賦元金均等償還 3年以内
		iv) 令和4年度における貸付けのうち、500億円		
			0.2% 10年以内	半年賦元金均等償還 2年以内
		v) 令和4年度における貸付けのうち、350億円		
			0.06% 7年以内	半年賦元金均等償還 2年以内
		(開発供給等促進円滑化業務)		
		vi)	0.2% 10年以内	半年賦元金均等償還 3年以内
		vii) 令和4年度における貸付けのうち、50億円		
			0.2% 10年以内	半年賦元金均等償還 2年以内
		viii) 令和4年度における貸付けのうち、100億円		
			0.06% 7年以内	半年賦元金均等償還 2年以内
		(事業基盤強化促進円滑化業務)		
		ix)	0.4% 15年以内	半年賦元金均等償還 3年以内
		x) 令和4年度における貸付けのうち、97億円		
			0.6% 20年以内	半年賦元金均等償還 3年以内
		(導入促進円滑化業務)		
		xi)	0.4% 15年以内	半年賦元金均等償還 3年以内
		xii) 令和4年度における貸付けのうち、10億円		
			0.9% 25年以内	半年賦元金均等償還 15年以内
		xiii) 令和4年度における貸付けのうち、2億円		
			0.8% 20年以内	半年賦元金均等償還 15年以内
		xiv) 特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進円滑化業務、 開発供給等促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務及び導入促進円滑化業務 に係る貸付けのうち、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、10年以内（2 年以内又は3年以内の据置期間を含む。）及び7年以内（2年以内の据置期間を含 む。）の貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範 囲内で増額することができる。 ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。		
		(危機対応円滑化業務)		
		i) 指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法（平19法57）第11条第2項に規定す る指定金融機関をいう。以下同じ。）への貸付条件に合わせて、5年以上20年以内 （1年以上3年以内の据置期間を含む。） ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けにつ いては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は5年以上10年 以内（満期一括償還）とすることができる。		
		ii) 指定金融機関への貸付条件が10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、 貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日にお ける利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期 日における利率）に変更する。		
		iii) 指定金融機関への貸付条件が5年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、 貸付利率は、貸付日から起算して5年を経過した日の直前の元利金支払期日にお ける利率（5年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期 日における利率）に変更する。		
		iv) 指定金融機関への貸付条件が5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについ ては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元 利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあた るときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。		
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫	貸 付	i)	0.4% 15年以内	半年賦元金均等償還 2年以内

24. 財 政 融 資 資 金

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金		
		利 率 (年)	償 還 期 限	う ち 据 置 期 間
		ii) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.03%	5年以内 満期一括償還	-
		iii) 令和4年度における貸付けのうち、603億円 0.06%	7年以内 半年賦元金均等償還	1年以内
		iv) 令和4年度における貸付けのうち、229億円 0.6%	20年以内 半年賦元金均等償還	2年以内
		v) 令和4年度における貸付けのうち、137億円 0.7%	25年以内 半年賦元金均等償還	2年以内
		vi) 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け 0.3%	20年以内 半年賦元金均等償還	2年以内
		貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。		
		vii) 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.3%	25年以内 半年賦元金均等償還	2年以内
		貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。		
株式会社国際協力銀行	貸 付	i) 0.4%	15年以内 半年賦元金均等償還	3年以内
		ii) 外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付け 0.9%	20年以内 満期一括償還	-
		0.6%	15年以内 満期一括償還	-
		0.3%	10年以内 満期一括償還	-
		0.2%	7年以内 満期一括償還	-
		iii) ii) の令和4年度における貸付けのうち、2,672億円 0.03%	5年以内 満期一括償還	-
独立行政法人国際協力機構	貸 付	(有償資金協力業務)		
		i) 0.4%	15年以内 半年賦元金均等償還	5年以内
		ii) 令和4年度における貸付けのうち、670億円 1.0%	40年以内 半年賦元金均等償還	5年以内
		iii) 令和4年度における貸付けのうち、1,150億円 1.0%	35年以内 半年賦元金均等償還	5年以内
		iv) 令和4年度における貸付けのうち、1,180億円 0.9%	30年以内 半年賦元金均等償還	5年以内
		v) 令和4年度における貸付けのうち、850億円 0.7%	25年以内 半年賦元金均等償還	5年以内
		vi) 令和4年度における貸付けのうち、770億円 0.6%	20年以内 半年賦元金均等償還	5年以内
(独立行政法人等) 全国土地改良事業団体連合会	貸 付	0.01%	5年以内 年賦元金均等償還	2年以内
日本私立学校振興・共済事業団	貸 付	i) 0.8%	30年以内 半年賦元金均等償還	2年以内
		ii) 令和4年度における貸付けのうち、159億円 0.6%	20年以内 半年賦元金均等償還	2年以内
		iii) 令和4年度における貸付けのうち、38億円 0.2%	10年以内 半年賦元金均等償還	2年以内
独立行政法人日本学生支援機構	貸 付	i) 0.5%	20年以内 半年賦元金均等償還	-
		ii) 学資の返還期間の状況に応じて、15年以内とする貸付け		

の 融 通 条 件 (令和4年9月1日現在) (続)

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金			
		利 率 (年)	償 還 期 限	う ち 据 置 期 間	
国立研究開発法人科学技術 振興機構	貸 付	0.4%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		iii) 学資の返還期間の状況に応じて、5年以内とする貸付け			
		0.01%	5年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		iv) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け			
国立研究開発法人科学技術 振興機構	貸 付	0.03%	20年以内	半年賦元金均等償還	-
		0.03%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金 支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる ときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け			
国立研究開発法人科学技術 振興機構	貸 付	0.03%	40年以内	半年賦元金均等償還	20年以内
		貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金 支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる ときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		(一般勘定)			
		i) 0.6%			
独立行政法人福祉医療機構	貸 付	0.3%	20年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け			
		貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日にお ける利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期 日における利率）に変更する。			
		ii) 令和4年度における貸付けのうち、1,967億円			
		0.8%	30年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
		10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け			
		0.3%	30年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
		貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金 支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる ときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		iii) 令和4年度における貸付けのうち、136億円			
		0.2%	10年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		iv) 福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長 期運転資金に係る貸付け			
		0.01%	5年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
v) 医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付け					
0.2%	10年以内	半年賦元金均等償還	4年以内		
vi) 新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付け					
0.4%	15年以内	半年賦元金均等償還	5年以内		
独立行政法人国立病院機構	貸 付	0.3%	39年以内	半年賦元金均等償還	5年以内
		ただし、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して 10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整 数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における 利率）に変更する。			
		ii) 医療機械整備に係る貸付け			
		0.2%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
独立行政法人国立病院機構	貸 付	0.009%	5年以内	半年賦元金均等償還	-
		国立研究開発法人国立成育 医療研究センター			
		0.4%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		ii) 医療機械整備に係る貸付け			
国立研究開発法人国立成育 医療研究センター	貸 付	0.2%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
		0.009%	5年以内	半年賦元金均等償還	-

24. 財 政 融 資 資 金

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金				
		利 率 (年)	償 還 期 限		う ち 据 置 期 間	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	貸 付	i) 0.9%	30年以内	半年賦元金均等償還	5年以内	
		ii) 医療機械整備に係る貸付け 0.2%	10年以内	半年賦元金均等償還	-	
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	貸 付	0.009%	5年以内	半年賦元金均等償還	-	
		i) 0.9%	30年以内	半年賦元金均等償還	5年以内	
		ii) 令和4年度における貸付けのうち、39億円 0.4%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	貸 付	iii) 医療機械整備に係る貸付け 0.2%	10年以内	半年賦元金均等償還	-	
		0.009%	5年以内	半年賦元金均等償還	-	
		(建設勘定)				
		i) 0.2%	10年以内	半年賦元金均等償還	1年以内	
		ii) 鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が5年以上10年未満 0.01%	5年以内	半年賦元金均等償還	1年以内	
		(海事勘定)				
		i) 0.4%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内	
		ii) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.03%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内	
		貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。				
		(地域公共交通等勘定)				
i) 1.1%	40年以内	半年賦元金均等償還	13年以内			
ii) 1.1%	40年以内	半年賦元金均等償還	11年以内			
iii) 令和4年度における貸付けのうち、4億円 0.6%	20年以内	半年賦元金均等償還	2年以内			
iv) 0.3%	20年以内	半年賦元金均等償還	-			
貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。						
独立行政法人住宅金融支援機構	貸 付	0.7%	25年以内	半年賦元金均等償還	-	
					ただし、災害対応に係る融資の状況に応じて、30年以内、20年以内、15年以内、10年以内又は5年以内とすることができる。	
独立行政法人都市再生機構	貸 付	1.1%	30年以内	半年賦元金均等償還	20年以内	
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	貸 付	1.1%	35年以内	半年賦元金均等償還	16年以内	
独立行政法人水資源機構	貸 付	0.7%	25年以内	半年賦元金均等償還	5年以内	
国立研究開発法人森林研究・整備機構	貸 付	0.3%	20年以内	半年賦元金均等償還	2年以内	
					ただし10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたる時は当該元利金支払期日における利率）に変更する。	
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	貸 付	(石油天然ガス等勘定) 0.3%	13年以内	半年賦元金均等償還	1年以内	

の 融 通 条 件 (令和4年9月1日現在) (続)

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金			
		利 率 (年)	償 還 期 限	う ち 据 置 期 間	
(地 方 公 共 団 体) 地 方 公 共 団 体	貸 付	(金属鉱業一般勘定)			
		i) 0.4%	15年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
(特 殊 会 社 等) 株式会社日本政策投資銀行	貸 付	ii) 坑廃水の処理に必要な資金に係る貸付け			
		0.01%	5年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
		※	25年以内	原則として、 半年賦元利均等償還 又は 半年賦元金均等償還	5年以内
		ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長することができる。 ※事業毎の償還期間に応じ、貸付利率が異なる。			
		i) 5年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		ii) 10年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		iii) 15年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して15年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（15年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		iv) 20年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して20年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（20年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		v) 30年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して30年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（30年を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		i) 0.03%	20年以内	半年賦元金均等償還	5年以内
		ii) 令和4年度における貸付けのうち、1,200億円			
		0.03%	15年以内	半年賦元金均等償還	5年以内
		ただし、いずれも5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたる場合は当該元利金支払期日における利率）に変更する。			

(注) 貸付金について元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで、延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。